

第3次環境基本計画（案）に対する意見

環境保全に対して、価値観の転換がみられ、賛同し行動する人が増えつつあるなど、社会全体に大きな変化が生まれる兆しを感じます。また、第二次環境基本計画以降、数多くの環境施策の取り組みが行われたと感じています。

しかしながら、環境の現状はけっして好転しておらず、深刻な状況はますます進みつつあります。環境保全に向かいつつある社会の動きを捉え、多様な主体の連携のもと、深刻な状況を解決するために必要とされる施策やしきみを明確に打ち出す第三次環境基本計画となることを希望し、下記のように意見を述べます。

意見1

「重点分野政策プログラムの指標について、達成目標の数値を具体的に掲げるべきである」
該当箇所 ※21656 など 第6節生物多様性の保全のための取組 5取組推進に向けた指標

計画の進捗を測り、検証し、改善していくことが環境基本計画においても重要なことです。このことは、※21121；評価・見直しプロセス、※21983；バックキャストなど、計画の随所で指摘されています。しかし、各重点分野政策プログラムを見ると、ほとんどの分野で指標とされる項目しか提示されておらず、指標の目標値が設定されていません。

例えば、「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」（※21656）について現状の保護増殖計画数を明示し（37計画）、さらにその達成目標数を定める（例えば、国内希少野生動物種73種すべての保護増殖事業計画を樹立する）など、可能な限りすべての分野で目標値の明示が必要です。

意見2

「重点分野政策プログラムの指標項目として、再生した水辺・湿地・干潟の割合を含めるべきではない」
該当箇所 ※21656 第6節生物多様性の保全のための取組 5取組推進に向けた指標

生態系レベルでの指標として、河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち再生した水辺の割合」、「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟のなかで再生したものの割合」が提示されています。しかし、本来複雑なメカニズムを含む生態系であるため、失われた自然の再生の技術は確立されていないうえに、再生したといえる判断基準をもうけることは、困難であると思います。むしろ、指標として「失われた水辺・湿地・干潟の割合」を挙げ、失わないための施策転換を図るべきです。

意見3

「戦略的環境アセスメント制度は環境省が主導し積極的に導入すべきである」
該当箇所 ※21963、21968、21974 （1）戦略的環境アセスメント

現在の環境アセスメントは、事業の規模・立地・設計が実質確定した段階から行われるも

ので、事業を実施しないこと（いわゆるゼロオプション）も含めた代替案の検討がなされなかったか、もしくは、その決定プロセスが完全に非公開でおこなわれていました。

現在、自治体での導入事例もあり、政府における検討会での議論の蓄積も増えつつあるなか、戦略的環境アセスメントを通じて、国民に多くの情報と選択肢を明示することが重要です。

環境省は、枠組みを与えることになる上位計画や個別の事業の計画を対象とした具体的な戦略的環境アセスメントの導入を、主導的な立場をとって進めるべきです。

その際、国のみならず地方自治体や民間団体の事業も対象とし、また、現行の環境影響評価法の枠組みにとらわれずに、対象事業の種類や規模・対象となる計画の策定期間などを幅広く検討することが重要と考えます。

意見4

「人と鳥獣のあつれきが野生鳥獣の分布域の拡大だけが原因のような記述は不適切であり、生息地と種の関係性に関する視点を明記すべきである」

該当箇所 *11113 4 国土と環境問題の現状 (1) 自然環境等の現状

鳥獣保護法による特定鳥獣保護管理計画は、社会とのあつれきを有する鳥獣（ニホンジカやイノシシなど）について、生息地保全（森林環境）・被害防除（農地）・個体数調整の三本柱で取り組むことが目指されています。

基本計画案では「ニホンジカやイノシシなど一部の野生鳥獣については、その分布域が拡大し、特に中山間地において農作物への被害が増加するなど、人と鳥獣とのあつれきも生じています」と記述されていますが、前段に記述されている森林・農地環境の現状と鳥獣の生息地・分布と密接な関係があるにも関わらず、その関係性に触れられておらず曖昧なため、誤解をまねくと考えられます。

例えば「特に中山間地域においては農作物への被害が増加するなど、人と鳥獣のあつれきも生じています。これらは、森林・農地環境の質的な劣化とも関係性が深く、分野横断的な対策が求められているところです。」といった、生息地と種の関係性・連続性に焦点を当てた記述を追加すべきです。

意見5

「指導者に必要な能力は、教えるだけではなく、引き出す力・集める力が重要である」

該当箇所 ※21813 エ指導者の育成

指導者が環境に関する理論や理念を十分に理解していることは重要であることに賛同します。しかし、行動する人を増やすには、指導者の能力は「教える」だけでは不十分です。

地域で自然観察会を通じて自然保護を進めるボランティア活動である NACS-J 自然観察指導員は、知識を教えるだけでは自然は守れないという多くの人の経験から誕生しています。

必要とされる情報の量や質は、人それぞれ異なり、指導者に必要な能力は、判断材料になる情報を状況に応じて提供できる「拡散型」と、情報にもとづいたそれぞれの判断や知識を寄せ合い、共通する目標を見つけ出す「収束型」の二つのプロセスがあると考えます。

このようなプロセスを担える幅と層を念頭においた指導者の育成が必要です。

意見 6

「社会人の学習の機会・内容をいっそう充実させるべきです」

該当箇所 ※22280、22281、22282 8 環境教育・環境学習等の推進

環境基本計画の第2回点検結果「全般的評価」で、環境保全を進めることは経済の発展につながるかという問いに「大変そう思う」と回答した大人が23.9%だったのに対し、環境を守ると生活が豊かになるかという問いに「とてもそう思う」と回答した子どもは54.3%でした。設問の違いはありますが、第一部にある「社会経済活動や生活様式を根本から見直すことが急務」を実現するには、大人＝社会人の意識の変革が重要です。

学校教育が重要であることは当然ですが、環境問題は原因を作っているのも解決の主体となるのも基本的には社会人です。社会の変化につれて常に変化する環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するには、社会人が学習する機会・学習内容の充実を図ることが急務です。第8節の施策の基本的方向では、そのことが表されていますが、具体的な施策では学校教育に比べ社会人対象のものは具体性に欠けます。

人類の生存基盤に関わるような課題が生じているという認識の共有がまずは必要であり、そのうえで、本基本計画づくりに参画するような、社会の未来像（ビジョン）を自らでつくる機会や、そのための手法づくりも重要と考えます。

意見 7

「企業の『生物多様性保全』への取り組みがまったく認識されていない。そうした前向きな活動を促進すべき取り組みを盛り込むべきである」

該当箇所 ※21701 など 第7節市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

多くの企業は、すでにCSR（企業の社会的責任）を非常に重視しており、企業の中では基本計画案で重点的に述べられている廃棄物対策はすでに常識であり、次のステップとして「生物多様性保全に取り組むべき」という機運が高まっています（参考：「CSR入門」IBM環境経営室長・岡本享二、等）。実例として、生物多様性保全を目標に、水源の森や管理地の森林生態系や地域生態系の保全を環境NGOと連携のうえ取り組む企業が、多数見られるようになりました。環境基本計画では生物多様性保全が重要テーマであるにも関わらず、こうした企業の取り組みの認識がまったく欠如しています。企業活動の中に見られる生物多様性保全への取り組みの萌芽が見られるため、それらの評価・促進を環境基本計画に盛り込むこみ、「CSRの真髄は生物多様性保全である」との考え方を広く普及させていくべきです。

以上